

## 介護保険給付に関するQ&A

### ◆地域密着型サービス共通

問1 地域密着型サービスでは、事業所を開設している市町村外の方は基本的に利用できなくなるが、希望があった場合どのように対応すべきか。

(答) 事業所を開設している市町村外の者が利用を希望した場合については、当該事業所より、利用を希望する者が居住する市町村に対し、新たに指定申請を行うこととなる。申請を受けた市町村は、事業所が存する市町村と協議を行い、自治体間で、当該事業所の指定について同意をするか否かの判断を行うこととなる。

根拠	○介護制度改革information vol.102事務連絡 指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ&A(平成18年5月2日)問2
----	--------------------------------------------------------------------

問2 一つの地域密着型サービス事業所に対し、複数の市(区)町村が指定している場合、その指定の有効期間満了日は、各々の市(区)町村ごとに異なり、指定の更新手続きについても、各市(区)町村ごとに行わなければならないか。

(答) ご指摘のとおりである。

根拠	○介護保険最新情報 vol.20指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る指定の有効期間及びその更新等に係る周知並びに同上及び地域密着型(介護予防)サービスの実施に関するQ&A(平成19年10月9日)問2
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 介護保険給付に関するQ&A

### ◆地域密着型サービス共通

<事業の人員、設備及び運営の基準に関する国基準と東大和市の条例の違い>

(1) 文書保存年限

基準では「2年」ですが、条例では「5年」としています。

※文書は電子媒体による保管も可能です。

※宿泊サービスにおいても、「東大和市における指定地域密着型通所介護事業所等設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、文書保存年限を「5年」としています。

※市外事業所利用の東大和市被保険者については、所在市町村の文書保存年限ではなく、東大和市の条例及び宿泊サービス基準に基づき、「5年」保存となります。

(2) 非常災害訓練

地域住民参加を努力義務とし、訓練実施後の東大和市への報告義務化することを求めています。

※消防法において実施後に作成することとなっている自衛消防訓練実施結果記録書の写しを東大和市に提出していただきます。

(新たに書類を作成するものではありません)

根拠

○東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

<暴力団排除>

東大和市暴力団排除条例第4条「市は、市民等の協力を得るとともに、警察及び暴追都民センター等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。」に基づき、地域密着型サービス事業者(介護・予防)の資格として暴力団排除の規程を追加しています。

根拠

○東大和市暴力団排除条例

### ◆認知症対応型共同生活介護

問3

小規模多機能型居宅介護における夜間の宿直勤務にあたる職員は、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものとされているが、認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制支援加算の算定要件である宿直勤務の職員も同様の取扱いと考えてよいか。

事業所内での宿直が必要となる。

(答) なお、認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算での宿直職員は、事業所内の利用者の安全確保を更に強化するために配置されているものである一方で、小規模多機能型居宅介護における夜間の宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するための配置であることから、その配置の考え方は異なるものである。

根拠

○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)  
(平成27年4月1日)問173